物品購入等、役務・賃貸等の指名競争入札に参加しようとする者の入札参加資格審査における「営業所」の基準

（定義）

第１　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 申請書　入札参加資格審査申請のために提出する入札参加資格審査申請書及びその他の提出書類一式

(2) 申請者　入札参加資格審査申請書を市に提出した者

（営業所の要件）

第２　申請書に記載の営業所とは、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 営業所には、入札・契約・請求事務の委任受けた営業所長を含め、直接雇用された従業員が１人以上常駐すること。

(2) 営業所の建物外部又は入り口ドア等に商号を表す看板等を表示し、独立した形態を整えていること。

(3) 営業所に事務を遂行するために必要な事務用品等が備わっていること。

(4) 営業所に対して、常時連絡が取れる体制となっていること。

２　前項第３号に規定する必要な事務用品等が備わっていることとは、机、いす、電話等の事務用品及び電気等の設備が備わっており、その他の設備も含め、常時営業所として利用していることが明確であること。

３　従業員が不在の状態が頻繁である場合は、要件に該当しないものとみなす。

４　営業所と住宅を併用している場合は、営業所の実態を調査の上、総合的に判断する。

（営業所の立ち入り調査）

第３　市は、申請書に記載された営業所について、特に必要があると認められるときは予告なく立ち入り調査を実施することができる。この時、申請者は、特別の理由がない限り調査に協力しなければならない。

（改善指導）

第４　立ち入り調査の結果、営業所としての要件に疑義が生じた場合は、市は申請者に対し、必要な改善を求めるとともに、期間を定めて報告を求め、再度確認のための調査を行う。

２　市は、申請者が特別の理由がなく調査を拒否した場合又は営業所の定義を満たさないと判断した場合には、営業所として認めないことができる。

附　則

この基準は、令和９・10年度物品購入等、役務・賃貸等指名競争入札参加資格審査に適用する。